

土曜保育を推進するための共同保育の実施について

1 共同保育とは

土曜日等の保育の利用が少ない場合について、保育士の勤務環境改善や保護者の保育ニーズに確実に応えることができるよう、近隣の保育園等が連携し、1箇所の保育園等で保育を提供すること

2 経過

別紙1のとおり

3 土曜保育（土曜日減算）の現状

別紙2のとおり

4 事前アンケートの結果

令和4年8月中下旬に実施した事前アンケートの結果は別紙3のとおり。

5 本市における共同保育の骨子案（詳細は別紙4）

項目	内容
対象施設	民間保育所、認定こども園、地域型保育事業所
対象児童	2・3号児童（土曜が閉所前提である1号児童は対象外）
対象時期	・土曜日 ・その他、施設が必要と認め、本市が妥当と認めた時期
事務手続	開始を希望する3箇月前までに、協定書等を添付のうえ、本市に届出
保護者同意	すべての児童の保護者に対して十分な説明を行い、書面にて全員の同意を得たうえで、運営規程及び重要事項説明書に共同保育の実施に係る記載をする。 ※ 在園児に対しては、当該内容・説明者氏名・同意記入欄等だけを記載した書面をもって同意を得る。
実績報告	共同保育の実施状況を把握するため、年度末に実績報告を求める予定。

共同保育に関する経過

- ① 平成 28 年 3 月、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」の一環として、近隣の保育園等が連携する土曜日共同保育が実施可能となる（※1）
- ② 上記①の場合、土曜に稼働していない施設も保育を実施しているものとし、土曜閉所減算は適用しない
- ③ 本市においては、保育施設・事業所に対するアンケート調査の結果、反対意見が多く、平成 28 年 9 月の幼保推進部会での意見聴取を踏まえて、一旦見送り
- ④ 平成 31 年 3 月国通知（※2）により、お盆や年末年始等、土曜に限らず実施可能となる

（※1）『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』より一部抜粋

Ⅱ 規制の弾力化・人材確保等

【人材確保】

7. 土曜日共同保育の実施可能であることの明確化

- 土曜日の保育の利用が少ない場合について、保育士の勤務環境改善等に資するため、近隣の保育園等が連携し、1 か所の保育園等で共同保育することが、公定価格の減額なく可能であることを明確化する。

（※2）『「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について』より一部抜粋

2. 共同保育の実施について

留意事項通知においては、保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育を土曜日に実施した場合、公定価格の減額をしないこととしているところである。

この点、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合についても、近隣の保育所等が連携し、1 か所の保育所等で共同保育することは、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、土曜日に限らず実施することができる。

なお、お盆や年末年始等において共同保育を実施する場合についても、公定価格の基本分等が減額されることはないが、保育所等の公定価格は年間約 300 日間開所することを基本として設定されており、この観点からも園側の都合のみならず、保護者の利便性を考慮しつつ、適切に保育ニーズに対応する必要があること

を念のため申し添える。

また、共同保育の実施に当たって留意すべき事項を以下のとおり示すため、適切な運用に努められたい。

- ① 共同保育により児童の受入を依頼する施設（以下「依頼施設」という。）は、施設が所在する市町村及び共同保育により児童を受け入れる施設（以下「受入施設」という。）と、共同保育を実施する際の体制や安全対策、費用負担等について、十分に協議し、合意すること。

この際には、依頼施設と受入施設との間でそれぞれの役割分担及び責任の所在が明確化するとともに、受入施設において、本来の業務に支障が生じない体制が確保されることを確認すること。

- ② 依頼施設は、共同保育の実施について、運営基準第 20 条の規定に基づく重要事項を記した文書等に記載の上、児童の保護者に対し十分な説明を行い、同意を得ること。

令和 3 年度の土曜保育（土曜日減算）の状況

1 減算対象施設

施設型：100施設／273施設（36.6%）

地域型：104施設／136施設（76.4%）

2 減算額

施設型：約34百万円

地域型：約80百万円

3 平均閉所日数（要開所日数51日÷12か月）

	月1日未満	月1日程度	月2日程度	月3日程度	月4日程度
施設型	89施設	7施設	1施設	—	3施設
地域型	41施設	20施設	11施設	10施設	22施設

土曜日等における共同保育に係るアンケート調査の実施結果について

1 調査目的

土曜日等の保育の利用が少ない場合について、保育士の勤務環境改善や保護者の保育ニーズに確実に応えることができるよう、近隣の保育園等が連携し、1箇所の保育園等で保育を提供する「共同保育」の制度構築に向けた検討材料とするため

2 実施方法

全園へ一斉メールで周知し、回答は本市HP上の回答フォームから送信
(実施期間：令和4年8月18日～8月29日)

3 設問項目

	質問	回答
問1	共同保育の活用について、どのようにお考えですか。	・活用すべき ・活用すべきでない ・条件付きであれば活用してもよい ・分からない
問2	「条件付きであれば活用してもよい」と回答された場合、その条件を記載してください。	(自由記述)
問3	共同保育の実施時期については、どのように考えますか。(複数選択可)	・土曜日 ・お盆 ・年度末始 ・その他
問4	「その他」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。	(自由記述)
問5	活用可能となった場合、実施予定はありますか。	・実施予定あり ・実施予定なし ・分からない

4 調査結果

(1) 回答数・回答率

	保育園	認定こども園	地域型	計
回答数／施設数	173／213	49／62	117／133	339／408
回答率	81%	79%	88%	83%

(2) 共同保育の活用について（問1）

	保育園	認定こども園	地域型	計
活用すべき	19 (11%)	11 (22%)	23 (20%)	53 (16%)
活用すべきでない	63 (36%)	18 (37%)	31 (26%)	112 (33%)
条件付きであれば活用してもよい	27 (16%)	6 (12%)	29 (25%)	62 (18%)
分からない	64 (37%)	14 (29%)	34 (29%)	112 (33%)
計	173 (100%)	49 (100%)	117 (100%)	339 (100%)

(3) 条件の内容について（問 2）

主な意見
同一法人や連携施設など、日頃から連携がとれている園同士で実施すること
実施園・依頼園とで保育理念や保育の進め方などが共有できていること
園児の在籍園の保育士が保育に入っていること
園児一人一人の状況（障害、アレルギーなど）を共有できていること
保護者理解を得られていること
場所が近いこと
保育時間、給食、荷物（おむつや着替え）などの調整
緊急時の対応、責任の所在の明確化、費用負担などの調整
個人情報の管理
新型コロナウイルス感染症対策

(4) 共同保育の実施時期について（問 3）※複数選択可

	保育園	認定こども園	地域型	計（割合）
土曜	88（51%）	27（55%）	86（74%）	201（59%）
お盆	59（34%）	18（37%）	56（48%）	133（39%）
年度末始	48（28%）	17（35%）	36（31%）	101（30%）
その他	8（5%）	7（14%）	6（5%）	21（6%）
計	203	69	184	456
回答施設数	173	49	117	339

(5) その他の内容について（問 4）

主な意見
年末年始、行事の日、災害時、職員研修会を実施する日、児童数が少ない日（平日含む）、児童数が少なくなる時間帯

(6) 共同保育の実施予定について（問 5）

	保育園	認定こども園	地域型	計（割合）
実施予定あり	13（8%）	10（20%）	27（23%）	50（15%）
実施予定なし	98（56%）	28（57%）	43（37%）	169（50%）
分からない	62（36%）	11（23%）	47（40%）	120（35%）
計	173（100%）	49（100%）	117（100%）	339（100%）

共同保育の実施イメージ

1 対象施設

- ・ 民間保育所
- ・ 認定こども園（幼保連携型、保育所型、幼稚園型）
- ・ 地域型保育事業所

2 対象児童

保育を必要とする２・３号認定子ども

※ １号認定子どもは土曜が閉所前提であるため対象外

3 対象時期

- (1) 土曜日（ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日は除く）
- (2) その他、実施施設及び依頼施設が必要と認め、本市が妥当と認めた時期

4 実施場所

以下各号のすべてを満たした実施施設において実施

(1) 設備・運営基準

共同保育する利用児童に応じ、実施施設に適用される各種法令及び条例（以下「基準等」と言う。）を満たした施設であること

(2) 職員配置

共同保育する利用児童に応じ、実施施設に適用される基準等で定める保育士の数を配置すること

(3) 保育提供時間

児童が保育を必要とする時間かつ１１時間保育を原則とすること

ただし、共同保育する利用児童すべてが１１時間保育を必要としない場合は、この限りではない。

(4) 送迎

保護者の送迎の負担とならない距離又は送迎方法で実施すること

実施施設及び依頼施設は、原則、同一行政区内に所在する施設であること

(5) 給食

アレルギー児等、配慮が必要な児童の状況を十分踏まえた給食を提供すること

(6) 保護者周知

実施施設及び依頼施設は、すべての児童の保護者に対して十分な説明を行い、書面にて全員の同意を得たうえで、運営規程及び重要事項説明書に共同保育の実施に係る記載をすること

※ 在園児に対しては、当該内容・説明者氏名・同意記入欄だけを記載した書面をもって同意を得る。

(7) その他

上記内容を踏まえ、実施施設及び依頼施設との間で共同保育を実施する際の実施体制や緊急時対応、費用負担等について十分に協議し、合意したうえで協定書等を締結していること

5 費用徴収

共同保育の実施によって生じる費用は、実施施設及び依頼施設が負担するものとし、保護者からの費用徴収は原則として認めない。

ただし、延長保育利用料についてはこの限りではない。

6 開始手続

(1) 届出書の提出

共同保育の開始を希望する施設は、開始を希望する日が属する月の3箇月前の末日までに、共同保育開始届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出すること。

- ・ 協定書等（ただし、同一法人内で実施する場合は添付不要）
- ・ その他必要な書類

(2) 規定整備

実施施設及び依頼施設は、共同保育を開始する日までに、運営規程及び重要事項説明書の変更手続を行わなければならない。

7 実績報告

年度末段階で報告を求める。